

労災特別加入制度に、俳優、アニメーターなどを追加

労政審労災保険部会

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（部会長：荒木尚志・東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、2020年12月24日、フリーランスなどで働く「芸能従事者」「アニメーション制作従事者」などの三つの業種について、特別加入制度の対象範囲とする「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案」について妥当と認め、了承した。

特別加入制度の対象範囲で追加されるのは、「柔道整復師」「芸能従事者」「アニメーション制作従事者」の3業種。これらの業種の第2種特別加入保険料率は、それぞれ1000分の3としている。省令案は、令和3（2021）年4月1日に施行される予定だ。

労災保険法では、フリーランスなどの労働者ではない者について、労災保険の強制加入の対象とはしていない。しかし、令和元（2019）年12月23日の労災保険部会建議では、「社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある」としていた。また、成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）においても、「フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等について検討する」とされていた。これらを踏まえ、労災部会では、国民に対する意見募集や関係団体からのヒアリングを行い、特別加入の対象範囲の拡大について議論を続けてきた。



労災保険は、日本国内で労働者として事業主に雇用され賃金を受けている者を対象としているため、事業主・自営業主・家族従業者など労働者以外の者は労災保険の対象にはなっていない。

特別加入制度とは、これらの労働者以外の者でも、その業務の実情、災害の発生状況などから見て、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に任意で加入を認めている制度のこと。特別加入できる者の範囲は、①中小事業主等（役員等）②労働者を使用しないで事業を行う一人親方等③特定作業従事者④海外派遣者——の4種に大別されている。

芸能従事者、アニメーターの追加検討

厚生労働省では、労災部会において特別加入制度の対象範囲や運用方法等の検討を行うため、特別加入制度の対象として追加すべき業務・職業について、国民に対する意見募集を行った（募集期間：令和2（2020）年6月29日～8月14日）。

意見募集の結果、「俳優・スタントマン、落語家等の芸能実演家、ディレクター、カメラマン等の芸能制作作業従事者」や「アニメーター（動画、原画、作画監督等）」「柔道整復師」——などの業種・職種が挙げられていた（第89回労災部会（令和2（2020）年9月16日））。

これを踏まえ、同部会では、制度加入への意欲を示していた日本俳優連合や、日本アニメーター・演出協会（JAniCA）、日本柔道整復師会など

の関係団体からヒアリングも実施した。

同省によれば、これらの業種の就業者数は、「芸能従事者」が21万8,250人、「アニメーション制作従事者」が約1万人、「柔道整復師」が7万3,013人いると推定されている。

「芸能従事者」とは、放送番組や映画、劇場、イベント会場、楽屋等において演技、舞踊、音楽、演芸その他の芸能実演や演出の提供、芸能製作に従事する者のこと。俳優の仕事の現場における事故例では、「のどポリープ・声かれ・炎症」「ヘルニア・椎間板損傷」「捻挫」「膀胱炎」などが見られる。

「アニメーション制作従事者」の業務には、監督、演出、アニメーター（作画監督、原画、動画等のアニメ制作に係わる作業）、仕上、美術、3DCG、撮影、編集、制作進行などがある。アニメ制作者の仕事の現場における事故例には、「腱鞘炎」「腰痛」「切り傷」などがあり、これらのケガは、長時間繰り返し・同じ姿勢による事務的な作業によって生ずるとされる。

「柔道整復師」の事故例によれば、施術中の事故として、「患者の介助などにおける無理な体勢での動作による腰痛や腕の負傷」「施術用ベッド移動時の打撲、転倒」「施術中の手の捻り」などが見られる。

同部会では、「芸能従事者」「アニメーション制作従事者」「柔道整復師」の三つの業種について、仕事にケガなどをするケースが多く、特別加入団体の担い手である業界団体もあり、労災保険の事務処理にも対応できる体制があることなどから、特別加入制度の対象とすることを決めた。適用する特別加入保険料率の設定では、同種もしくは類似の既存の業種を参考に、3業種ともに1000分の3に設定した。

（調査部）